

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の車種区分について

制 定	平成19年	4月	6日	九運公第	3号
一部改正	平成19年	8月	24日	九運公第	49号
一部改正	平成19年	11月	2日	九運公第	71号
一部改正	平成19年	11月	9日	九運公第	79号
一部改正	平成20年	9月	19日	九運公第	46号
一部改正	平成21年	7月	15日	九運公第	18号
一部改正	平成22年	5月	28日	九運公第	19号
一部改正	平成22年	11月	19日	九運公第	62号
一部改正	平成26年	3月	5日	九運公第	98号
一部改正	平成28年	1月	29日	九運公第	53号
一部改正	平成29年	6月	1日	九運公第	13号
一部改正	平成30年	3月	27日	九運公第	78号
一部改正	令和元年	12月	13日	九運公第	83号

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成14年1月18日付け九運公福第50号。以下「運賃制度」という。）の3. 車種区分について、運賃制度に定める基準の他、地域の実情に応じて定めた区分及び区分の基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成19年 4月 6日

九州運輸局長 大黒 伊勢夫

記

適用地域 : }
車種区分 : } 別表のとおりとする。
区分の基準 : }

- 附 則 本公示は、平成19年4月6日から適用する。
- 附 則（平成19年8月24日九運公第49号改正）
改正後の規定は、平成19年8月24日から適用する。
- 附 則（平成19年11月2日九運公第71号改正）
改正後の規定は、平成19年11月2日から適用する。
- 附 則（平成19年11月9日九運公第79号改正）
改正後の規定は、平成19年11月9日から適用する。
- 附 則（平成20年9月19日九運公第46号改正）
改正後の規定は、平成20年9月19日から適用する。
- 附 則（平成21年7月15日九運公第18号改正）
改正後の規定は、平成21年7月22日から適用する。
- 附 則（平成22年5月28日九運公第19号改正）
改正後の規定は、平成22年5月28日から適用する。
- 附 則（平成22年11月19日九運公第62号改正）
改正後の規定は、平成22年11月19日から適用する。
- 附 則（平成26年 3月 5日九運公第98号改正）
改正後の規定は、平成26年 3月 5日から適用する。
- 附 則（平成28年 1月29日九運公第53号改正）
改正後の規定は、平成28年 1月29日から適用する。
- 附 則（平成29年 6月 1日九運公第13号 一部改正）
本公示は、平成29年8月1日から適用する。
- 附 則（平成30年 3月27日九運公第78号 一部改正）
本公示は、平成30年6月1日から適用する。
- 附 則（令和元年12月13日九運公第83号 一部改正）
本公示は、令和2年2月1日から適用する。

適用ブロック① 福岡B・宮崎・奄美

車種区分	自動車の大きさ等
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。 ただし、内燃機関を有しない自動車を除く。
大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル(ハイブリッド自動車においては2.5リットル(ディーゼル機関を除く。))を超えるもので乗車定員6名以下のもの。
中型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車(ハイブリッド自動車においては排気量2.5リットル、内燃機関を有する自動車においては排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。))以下のもの)のうち乗車定員6名以下のもの。 同条に定める小型自動車のうち乗車定員が6名以下のもの(車種区分が小型車になるものを除く。) ただし、ハイブリッド自動車(排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。))以下のもの。又は内燃機関を有しない自動車において同条に定める普通自動車のうちで、小型車となるものを除く。
小型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める小型自動車のうち自動車の長さが4.6メートル以下で、かつ、乗車定員5名以下のもの。 ただし、ハイブリッド自動車(排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。))以下のもの。又は内燃機関を有しない自動車において同条に定める普通自動車のうちで、自動車の長さが4.6メートル以下(ベース車両が4.6メートル以下であり、その派生車が環境性能、車両価格及び大きさが同程度のものであるものを含む。)、かつ、乗車定員5名以下のものを含む。 同条に定める軽自動車(検査対象軽自動車に限る)で、かつ内燃機関を有しないもの。
備考	①車種区分については、新型自動車として届出された諸元を基準とする。ただし特殊バンパー(衝撃吸収バンパー等)を装着した自動車にあっては、標準バンパーを装着した車両の長さにより、車種区分を決定する。 ②ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様(外寸・内装等)のガソリン車の車種区分を適用する。 ③ハイブリッド自動車とは、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有する自動車をいう。 ④二輪自動車(側車付二輪自動車を含む)を除く。

適用ブロック② 福岡A・北九州・佐賀・長崎A・長崎B・熊本・大分・鹿児島A・鹿児島B

車種区分	自動車の大きさ等
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。 ただし、内燃機関を有しない自動車を除く。
大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル(ハイブリッド自動車においては2.5リットル(ディーゼル機関を除く。))を超えるもので乗車定員6名以下のもの。
普通車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル(ハイブリッド自動車においては2.5リットル(ディーゼル機関を除く。))以下のもので乗車定員6名以下のもの及び小型自動車で乗車定員6名以下のもの。 同条に定めるもので、普通自動車・小型自動車・軽自動車(検査対象軽自動車に限る)で、かつ内燃機関を有しないもので乗車定員6名以下のもの。
備考	①ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様(外寸・内装等)のガソリン車の車種区分を適用する。 ②ハイブリッド自動車とは、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有する自動車をいう。 ③二輪自動車(側車付二輪自動車を含む)を除く。

福祉輸送サービスの対象となる旅客を輸送する場合には、下記の表を適用する。

中・小型車区分表

車種区分	自動車の大きさ等
寝台大型車	寝台、寝台及び車椅子を固定することができる設備を有する自動車登録規則別表第二に定める特種用途自動車であって、かつ道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち、専ら寝台に臥した状態の旅客の運行を目的とするもの。
寝台中型車	寝台、寝台及び車椅子を固定することができる設備を有する自動車登録規則別表第二に定める特種用途自動車であって、かつ道路運送車両法施行規則第2条に定める小型自動車のうち、専ら寝台に臥した状態の旅客の運行を目的とするもの。
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。ただし、内燃機関を有しない自動車を除く。
大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル(ハイブリッド自動車においては2.5リットル(ディーゼル機関を除く。))を超えるもので乗車定員6名以下のもの。
中型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車(ハイブリッド自動車においては2.5リットル、内燃機関を有する自動車においては排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。))以下のもの)のうち乗車定員6名以下のもの。 同条に定める小型自動車のうち乗車定員が6名以下のもの(車種区分が小型車になるものを除く。)。ただし、ハイブリッド自動車(排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。))以下のもの。又は内燃機関を有しない自動車において同条に定める普通自動車のうち、小型車となるものを除く。
小型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める小型自動車のうち自動車の長さが4.6メートル以下で、かつ、乗車定員5名以下のもの及び軽自動車(検査対象軽自動車に限る)。 ただし、ハイブリッド自動車(排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。))以下のもの。又は内燃機関を有しない自動車において同条に定める普通自動車のうち、自動車の長さが4.6メートル以下(ベース車両が4.6メートル以下であり、その派生車が環境性能、車両価格及び大きさが同程度のものであるものを含む。)、かつ、乗車定員5名以下のものを含む。
備考	①車種区分については、新型自動車として届出された諸元を基準とする。特殊バンパー(衝撃吸収バンパー等)を装着した自動車にあつては、標準バンパーを装着した車両の長さにより、車種区分を決定する。 ②ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様(外寸・内装等)のガソリン車の車種区分を適用する。 ③ハイブリッド自動車とは、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有する自動車をいう。 ④二輪自動車(側車付二輪自動車を含む)を除く。 ⑤車椅子固定装置を有する特種用途自動車で、定員が6名で、長さが4.6メートル以下の車両については中型車とする。

普通車区分表

車種区分	自動車の大きさ等
寝台大型車	寝台、寝台及び車椅子を固定することができる設備を有する自動車登録規則別表第二に定める特種用途自動車であって、かつ道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち、専ら寝台に臥した状態の旅客の運行を目的とするもの。
寝台中型車	寝台、寝台及び車椅子を固定することができる設備を有する自動車登録規則別表第二に定める特種用途自動車であって、かつ道路運送車両法施行規則第2条に定める小型自動車のうち、専ら寝台に臥した状態の旅客の運行を目的とするもの。
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。ただし、内燃機関を有しない自動車を除く。
大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル(ハイブリッド自動車においては2.5リットル(ディーゼル機関を除く。))を超えるもので乗車定員6名以下のもの。
普通車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル(ハイブリッド自動車においては2.5リットル(ディーゼル機関を除く。))以下のもので乗車定員6名以下のもの及び小型自動車(乗車定員6名以下のもの)及び軽自動車(検査対象軽自動車に限る)。 同条に定めるもので、普通自動車・小型自動車・軽自動車(検査対象軽自動車に限る)で、かつ内燃機関を有しないもので乗車定員6名以下のもの。
備考	①ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様(外寸・内装等)のガソリン車の車種区分を適用する。 ②ハイブリッド自動車とは、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有する自動車をいう。 ③二輪自動車(側車付二輪自動車を含む)を除く。